

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定及び 人員・基準・運営基準について

対象サービス：就労・訓練系サービス
(自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援)

鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課施設支援係

1

自立訓練（機能訓練・生活訓練） 目次

自立訓練支援の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進（機能訓練・生活訓練）	7
2	身体拘束等の適正化（機能訓練・生活訓練）	8
3	食事提供体制加算の経過措置の取扱い	9
4	医療連携体制加算の見直し（生活訓練）	10
5	経営実態を踏まえた基本報酬の見直し（機能訓練）	11

就労移行支援 目次

就労移行支援の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	7
2	身体拘束等の適正化	8
3	食事提供体制加算の経過措置の取扱い	9
4	医療連携体制加算の見直し	10
5	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出	12
6	在宅でのサービス利用の要件の見直し	13
7	一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の見直し	14
8	支援の質向上に資する報酬等の見直し	15
9	人員基準の柔軟化	16

就労定着支援 目次

就労定着支援の見直し内容一覧

1	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出	12
2	支援の質向上に資する報酬等の見直し	17
3	対面での支援の要件緩和	18

就労継続支援A型 目次

就労継続支援A型の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	7
2	身体拘束等の適正化	8
3	食事提供体制加算の経過措置の取扱い	9
4	医療連携体制加算の見直し	10
5	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出	12
6	在宅でのサービス利用の要件の見直し	13
7	一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の見直し	14
8	基本法報酬等の見直し	19
9	一般就労への移行の促進	20

就労継続支援B型 目次

就労継続支援B型の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	7
2	身体拘束等の適正化	8
3	食事提供体制加算の経過措置の取扱い	9
4	医療連携体制加算の見直し	10
5	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出	12
6	在宅でのサービス利用の要件の見直し	13
7	一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の見直し	14
8	一般就労への移行の促進	20
9	基本法報酬等の見直し	21

地域と連携した災害対策の推進（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A, B 型）

非常災害対策が求められる通所系，施設系，居住系サービス事業者を対象に，運営基準において，訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

運営基準（自立訓練の例）

指定自立訓練事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定自立訓練事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定自立訓練事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定自立訓練事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

※ 3年間の経過措置を設ける。

就労・訓練系サービス 7

身体拘束等の適正化（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A, B 型）

身体拘束等の適正化の更なる推進のため，運営基準において施設・事業所が取り組むべき次項を追加する。

※令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

- ① 身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。（新規）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（新規）
- ④ 従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（新規）

※ 今回の改定により，②③④を追加

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には，身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

就労・訓練系サービス 8

食事提供体制加算の経過措置の取扱い (自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A,B型)

経過措置の延長

令和2年度までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、**経過措置を延長する。**

医療連携体制加算の見直し（自立訓練（生活訓練）・就労移行支援）

従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また、複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。

内容で分類	改訂後						改定前（対象者数）	
	医ケア以外	医ケア	対象サービス及び時間	算定要件（対象者数）			1名	2～8名
1	○	}	1時間未満	32単位			500単位	250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満注1)	800単位	500単位	400単位	1,000単位	500単位
5		○	〈福祉型短期入所・児童発達支援・放デイ〉 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	〈福祉型短期入所〉 8時間以上 注)新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	〈福祉型短期入所・共同生活援助〉 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日			福祉型短期入所の長時間の評価を導入				

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は時間の設定なし。

経営実態を踏まえた基本報酬の見直し（自立訓練（機能訓練））

自立訓練（機能訓練）

経営実態を踏まえた基本報酬の引き上げ

1 機能訓練サービス費（Ⅰ）			
利用定員が20人以下	：	（現行）795単位/日	→ （改正後）815単位/日
利用定員が21人以上40人以下	：	（現行）710単位/日	→ （改正後）728単位/日
利用定員が41人以上60人以下	：	（現行）675単位/日	→ （改正後）692単位/日
利用定員が61人以上80人以下	：	（現行）647単位/日	→ （改正後）664単位/日
利用定員が81人以上	：	（現行）610単位/日	→ （改正後）626単位/日
2 機能訓練サービス費（Ⅱ）			
所要時間1時間未満の場合	：	（現行）249単位/日	→ （改正後）255単位/日
所要時間1時間以上の場合	：	（現行）571単位/日	→ （改正後）584単位/日
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	：	（現行）734単位/日	→ （改正後）750単位/日
3 共生型機能訓練サービス費	：	（現行）699単位/日	→ （改正後）717単位/日
4 基準該当機能訓練サービス費	：	（現行）699単位/日	→ （改正後）717単位/日

就労・訓練系サービス 11

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出 （就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援A、B型）

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）とする。また、令和4年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

《令和3年度の報酬算定に係る実績の算出》

【就労移行支援】

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- （Ⅰ）令和元年度及び令和2年度
- （Ⅱ）平成30年度及び令和元年度

【就労定着支援】

次のいずれかの期間の実績で評価

- （Ⅰ）平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
- （Ⅱ）平成30年度及び令和元年度（2年間）

【就労継続支援A型】

スコア方式の項目のうち「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- （Ⅰ）平成30年度
- （Ⅱ）令和元年度
- （Ⅲ）令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）。それ以外の項目は、令和2年度実績で評価。

【就労継続支援B型】※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- （Ⅰ）平成30年度
- （Ⅱ）令和元年度
- （Ⅲ）令和2年度

就労・訓練系サービス 12

在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援・就労継続支援A，B型）

在宅でのサービス利用について、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

〈在宅でのサービス利用要件〉

【現行】

(利用者要件)

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者

(事業所要件)

ア～エ 省略

オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間に月1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

【見直し後】

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

(事業所要件)

オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間に月1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

就労・訓練系サービス 13

一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援・就労継続支援A，B型）

施設外就労に係る加算(※)を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高賃金を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。(※)施設外就労加算及び移行準備支援体制加算(Ⅱ)

施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

【現行】

(就労移行支援)

移行準備支援体制加算(Ⅰ) 41単位

移行準備支援体制加算(Ⅱ) 100単位

再編

【見直し後】

(利用者要件)

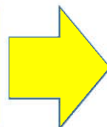
移行準備支援体制加算 41単位

※要件に変更あり。

(就労継続支援B)

移行準備支援体制加算(Ⅰ) 41単位

移行準備支援体制加算(Ⅱ) 100単位



(利用者要件)

移行準備支援体制加算 41単位

※要件に変更あり。

就労・訓練系サービス 14

支援の質向上に資する報酬等の見直し（就労移行支援）

一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。

「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※利用者20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数 + 前々年度の利用定員数

障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

【支援計画会議実施加算】583単位/回（新設） ※1月につき1回かつ1年につき4回を限度

就労・訓練系サービス 15

人員基準の柔軟化（就労移行支援）

就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

現行

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

見直し後

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

就労・訓練系サービス 16

支援の質向上に資する報酬等の見直し（就労定着支援）

経営の実態を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。

基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどいない事を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月
1割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】 579単位/回（新設） ※1月につき1回かつ1年につき4回を限度

就労・訓練系サービス 17

対面での支援の要件緩和（就労定着支援）

運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

現 行

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

見直し後

就労定着支援事業者は、利用者に対しては支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面**又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する**方法により行う。

就労・訓練系サービス 18

基本法報酬等の見直し（就労継続支援A型）

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



一般就労への移行の促進（就労継続支援A、B型）

（「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、）障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。（※（）は就労継続支援B型の場合）

就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

《就労移行連携加算【新設】》 1,000単位

就労継続支援A・B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A・B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、**作業療法士**又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、**作業療法士**又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

基本法報酬等の見直し（就労継続支援B型）

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

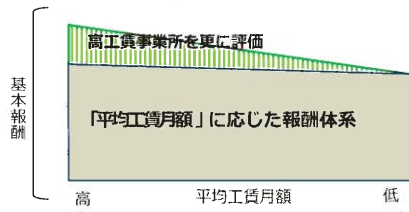
見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
 - ・ 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - ・ よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設） 30単位/日
 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）100単位/月
 就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。



「利用者の就労や生産活動等への参加等」
 をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）
 ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算